地方分権改革の推進(国出先機関対策)について

く主な経過> [○国:●関西広域連合]

OH21.7 民主党の政権政策Manifesto2009 (抄)

【政策目的】国と地方の二重行政は排し、地方にできることは地方に委ねる。 【具体策】国出先機関を原則廃止する。

- OH22. 6 「地域主権戦略大綱」 閣議決定
 - ・自治体間連携の自発的形成や広域連合など広域的実施体制の整備に応じて、事務・ 権限の移譲が可能となるような仕組みも併せて検討・構築する。
- ●H22.12 関西広域連合設立
 - ・国出先機関対策の具体化が迫るなか、その受け皿として設立。
- OH22. 12 「アクション・プラン」閣議決定
 - ・出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することが基本。平成24年通常国会に法案 を提出し、準備期間を経て26年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。
- OH23. 1 ~H24. 11 アクション・プラン推進委員会(10回)、地域主権戦略会議(8回) 開催 ●委員会: 井戸連合長、嘉田委員長等出席、戦略会議: 橋下委員出席
- 〇H24.11 「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」 (特例法案) 閣議決定
 - ・経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の事務等を特定広域連合へ移譲 →翌日衆議院解散。特例法案は国会へ提出されず。
- OH24.12 衆議院総選挙 → 自由民主党・公明党連立政権発足
 - ○<u>与党(自民党・公明党)は</u>、概ね国から地方への権限移譲には前向きであるものの、
 - 「道州制の導入」を公約としている。与党第一党である自民党は政権公約で、「民主党が 進める国出先機関の特定広域連合への移管には反対」と表記。
 - ○現政権下で、特例法案が現行案のまま国会で成立する見通しは厳しい状況。一方、道州制 の導入までに最低でも5年程度の期間が想定されている。
- ●H25. 1 「新政権に対する期待」政府・自民党・公明党への要請(関西広域連合)
 - ・国出先機関の地方移管の強力な推進、道州制に関する地方意見の反映 など
- ●H25.2 「関西広域連合における地方分権改革推進に向けた今後の取組方針」とりまとめ
 - ・地方分権の推進、国出先機関の移管を引き続き主張、道州制の対応
- ●H25.3 「道州制のあり方研究会」の設置(関西広域連合)
 - ・政府が検討を進める道州制について、その課題・問題点等を指摘していくために、 有識者による研究会を設置。(第1回会合 3/23、第2回会合 4/22)
- OH25.3 政府が「地方分権改革推進本部」を設置(地域主権戦略会議は廃止)
 - ・当面は義務付け・枠付けの見直しの検討に重点
- ●H25.3 「地方分権改革の推進に向けて」政府及び政党への要請(関西広域連合)
 - ・国出先機関の地方移管の強力な推進、分権改革の推進にあたっての地方意見の反映 など
- OH25. 4 政府が「地方分権改革有識者会議」を設置

関西広域連合における地方分権改革推進に向けた今後の取組方針

1 設立趣旨等

- 関西広域連合は、地方自ら分権改革の突破口を開く行動として、関西全体 の広域行政を担う責任主体を確立するとともに、国の出先機関の事務・権限 等の受け皿となり、国と地方の二重行政を解消することをめざし、関西の府 県・政令市が主体的に設立したものである。
- 広域連合は府県との併存を前提とした、設置根拠も道州とは異なる組織である。広域連合がそのまま道州に転化しないことは、関西広域連合設立に際しての前提である。道州制を含めた将来の関西における広域行政システムのあり方については、広域連合の活動実績を積み重ねた上で、関西自らが評価し検討していくこととしている。

2 これまでの経過等

- これまで関西広域連合では、府県を越える広域事務について広域計画の策 定及びこれに基づく活動展開を行ってきた。国の出先機関の移管については、 九州地方知事会等とも連携しながら、その丸ごと移管を求めることとし、第 一段階として経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を対象としてきた。 この結果、関連法案の閣議決定に至った。
- しかしながら、先の衆議院議員総選挙による新政権は、これまで前政権が 進めてきた国出先機関の移管には反対の立場である一方、道州制の検討を進 めることとしている。従って、関西広域連合にとって、国の出先機関移管の 新たな戦略の構築が必要となっており、また、国主導の道州制ではない、地 方の視点を踏まえた検討を行う必要がある。

3 今後の戦略

〇 こうした中で関西広域連合は、中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するという設立趣旨を踏まえ、1月24日開催の先の広域連合委員会において、今後の取組方針を次のとおり確認した。

<地方分権の推進>

- ① 政府における道州制の検討が進まない限り、地方分権改革も進めないこと とならないよう、地方分権を政府に対して強く主張していく。
- ② このため、国の事務・権限等について、地方に委ねられるべきものについては積極的に移譲を求めていくなど、地方分権改革の推進に積極的に取り組む。

<国出先機関の移管を引き続き主張>

- ③ 地方分権改革の原点に立ち返り、広域連合設立のねらいである国出先機関 をはじめとする国の事務・権限等の移譲を引き続き求めていく。
- ④ 政府与党が主張する道州制においても、国出先機関の地方移管は当然に前提となるものであり、関西広域連合が先行的にその受け皿となるよう求めていく。

なお、第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会において国出 先機関の地方移管について検討されており、この流れが断ち切られることが あってはならない。

<道州制への対応>

⑤ 前述のとおり、広域連合がそのまま道州に転化しないことは、関西広域連合設立に際しての前提となっている。一方で、政府与党が道州制について検討を予定していることに鑑み、全国で唯一の府県を越える広域連合として地方分権改革を推進する立場から、政府が検討を進める道州制についてその課題・問題点等を指摘していくため、研究会※を立ち上げ独自に検討を行い、その成果を検討機関に積極的に提言する。

※<道州制のあり方研究会の概要>

◇ 設置時期: 平成25年3月2日

◇ 構 成 員: 新川 達郎 同志社大学大学院教授(地方制度) [座長]

山下 淳 関西学院大学教授(行政法)[副座長]

北村 裕明 滋賀大学理事·副学長 (財政学·地方財政論)

村上 睦 大阪学院大学経済学部教授(財政学·国際課税論)

◇ 検討の視点:

- 1 国主導により中央集権体制の強化につながる道州制になる懸念があり、地 方分権の立場から、課題や問題点を指摘する。
- 2 府県のあり方だけではなく、国(中央省庁や国会など)と地方を通じ我が国の統治機構全体のあり方を検討対象とすべき。
- 3 府県の廃止は必ずしも前提ではなく、府県が併存する広域行政システムも 排除しない。
- 4 広域連合を活かした先行実施など、段階的な導入方法もあり得る。 等